

『盛土規制法に基づく現地調査』を実施します

●調査の目的

県では、令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づき、一定規模以上の盛土又は切土が行われた土地について、安全性の確認を目的とした調査を実施します。調査にあたり、土地の立入りが必要となりますので御理解と御協力をお願いします。

●調査地区と期間および作業時間

地 区：盛岡市を除く岩手県全域

期 間：令和7年6月～9月（1箇所当り1時間程度）

委託業者：国際航業株式会社

●調査協力をお願い

- 調査員が対象となる盛土周辺の土地に立ち入りさせていただきます。
- 調査箇所の改変（掘削等の行為）は、行いません。（法面内の不安定な転石等が確認された場合は、安全のため移動させる場合があります。）
- 調査員は作業服、ヘルメット、安全チョッキを着用し、岩手県が発行する身分証明書を携帯しています。

●調査結果について

- 簡易的な調査のため、土地の安全性を保障できるものではないことを御了承願います。
- 本調査の結果、詳細な調査（ボーリングや地下水位調査）を土地の所有者様等にお願いする場合があります。
- 調査結果の一部は、盛土規制法に基づき県のホームページで公表します。

本調査ではこのような箇所を確認します



【盛土等法面の状況】
崩壊跡、肌落ち、浸食等の盛土崩壊の前兆となる現象が確認されないか



【湧水の状況】
盛土法面や擁壁からの湧水や湿り気等の痕跡が確認されないか



【盛土上部の状況】
盛土の上部に亀裂、段差、沈下等の減少や路面の補修跡が確認されないか



【災害防止措置の状況】
盛土等に施工された災害防止措置(対策工)は、十分機能しているか

お問い合わせ

岩手県 県土整備部 都市計画課 電話 019-629-5891
盛土規制法に関する詳細は、岩手県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/index.html>
（岩手県の盛土規制に関するページへのリンクQRコード）

